

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令案の概要

- キャリアコンサルタントの更新講習のうち知識講習については、定員を30人以下としている。
- 「キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会報告書（令和5年12月22日とりまとめ）」において、「コロナ禍を経て、オンラインやオンデマンドでの講習が一般的になっており、…知識講習については定員が多くとも、講習内容に係る質疑応答や習得度の確認・評価、受講者へのフォロー等が確実にできる方法であれば、更新講習として必要とされる質の確保は可能と考えられる」ことから、知識講習に係る定員要件は撤廃すべき旨提言されたことを踏まえ、知識講習に係る定員要件を廃止する改正を行う。

改正の概要

キャリアコンサルタントの更新講習のうち知識講習について、定員要件を廃止する。

※ 受講者へのフォロー等が確実にできる方法（質問や意見交換ができる仕組み）などについては、キャリアコンサルタント更新講習指定申請等要領で規定する予定。

（参考）キャリアコンサルタントの更新講習について

- キャリアコンサルタントの登録は5年ごとの更新制。更新を受けようとする者は、厚生労働大臣が指定する講習（知識講習8時間、技能講習30時間）を受講することが必要。
- 厚生労働大臣による講習の指定の要件のうち、技能講習については以下のとおり。
講義又は演習により実施：講義の場合30人以下、演習の場合20人以下
（相手の状態を認識しながら講習を実施することの重要性が知識講習と比べて高いと考えられることを踏まえ、定員上限の見直しの可能性については引き続き検討）
（参考）令和6年度登録更新の対象者数：8,534人（令和元年度新規登録者数）

施行期日等

公布日：令和6年3月下旬(予定)

施行期日：令和6年4月1日（予定）

キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会報告書（概要）

～ キャリアコンサルタントがその役割を果たしていくために～

参考

キャリアコンサルタントを取り巻く現状

- キャリアコンサルタント登録者数は令和5年3月末時点で約6.6万人と増加。企業領域等に活動の場が広がる。
- 一方、キャリアコンサルティングの活動を行っていないキャリアコンサルタントの割合が上昇。更新率は約7割。
- 前年度にキャリアに関する相談を利用した労働者は約1割。うちキャリアコンサルタント等のキャリアに関する専門家に相談している者は約2割。
- DXの加速化などの社会環境の変化、職業人生の長期化が進む中、労働者の自立的・自主的・継続的なリ・スキリングを進める必要。

リ・スキリングの選択、キャリアアップや転職に係る相談支援に関するキャリアコンサルタントの役割に対する期待の高まり

キャリアコンサルティングを利用する労働者や従業員にキャリアコンサルティングを行う仕組みを導入する企業がまだ少ない

キャリアコンサルタントの能力向上、活動促進のために

- 講習の内容のアップデートの徹底（最新の労働市場の知識や労働政策等）
- 受講者へのフォローや内容が適切であることを前提に、オンラインでの講習の普及を踏まえ、更新時の知識講習の定員上限（30人）の撤廃（⇒更新に係る費用負担軽減）
- 必要な科目の技能講習が提供され、受講者が適切に選択できるよう支援
- スーパービジョンの機会の拡充、スーパーバイザーの養成（1級技能士の取得促進、取得後の指導力向上） 等

キャリアコンサルティングの普及促進のために

- キャリアコンサルティングの効果について周知（支援内容やメリットについて、活動領域や対象者の特性も踏まえ分かりやすく発信）
- 気軽にキャリアコンサルティングを利用できる相談窓口の整備
- 企業におけるキャリアコンサルティングの促進（職業能力開発推進者の選任、セルフ・キャリアドック導入の促進） 等

今後の検討課題

- 能力要件・能力体系の見直し
キャリアコンサルタントに共通して求められる能力要件に加え、領域等に応じた専門的な知識・技能の整理
- 更新要件の見直し
スーパービジョンや実務の位置づけ、技能講習が選択制であることについての検証、領域等に応じて必要とされる知識・技能の向上やスーパーバイザーの養成・指導力向上を進める方策等